

中国における外国人の就業許可制度 2

岡山県上海事務所 担当 崔笙

(日中経済貿易センター上海事務所)

今回は制度の主な特徴をご紹介します。今回は何かと注目されるポイント制を取り上げ、特に日系企業が気を付けるべきケースを取り上げたいと思います。

ポイント制自体は外国人の中国国内での就業状況等について各項目でポイント付けし、総合点数でA類(誘致奨励)、B類(誘致調整)、C類(誘致制限)に分類するというものです。まず、注意したいのは①既に駐在している人材は、原則、継続が可能なこと。②ポイントだけで判断されるとは限らない。③大多数の日系企業の駐在員はB類にあたることです。各種報道で、ポイント制の話題が「独り歩き」してしまい、ポイントで全てが決まるように捉えられている風潮があります。

総合点数が高くないから就業許可が下りないということではありません。最高は120ポイントで点数評価要素(=項目)は以下のとおりです。

中国国内雇用単位が支給する年間給与	点数
45 万元以上	20
35 万元以上～45 万元未満	17
25 万元以上～35 万元未満	14
15 万元以上～25 万元未満	11
7 万元以上～15 万元未満	8
5 万元以上～7 万元未満	5
5 万元未満	0
学歴・国際的な職業資格証明	
博士または博士相当	20
修士または修士相当	15
学士または学士相当	10
関連職歴機関	
3 年以上の場合:1 年ごとに 1 点追加	最高 15
2 年	5
2 年未満	0

毎年の勤務期間	点数
9 か月以上	15
6 か月以上～9 か月未満	10
3 か月以上～6 か月未満	5
3 か月未満	0
中国語レベル	
中国語での学士以上の学位取得	10
漢語水平考試(HSK※)5 級以上	10
漢語水平考試4級	8
漢語水平考試3級	6
漢語水平考試2級	4
漢語水平考試1級	2
就労地域	
西部地区	10
東北地区などの旧工業地帯	10
中部地区の国家級貧困県などの特別地区	10
年齢	
18～25 歳	10
26～45 歳	15
46～55 歳	10
56～60 歳	5
61 歳以上	0
世界的に有名な大学卒業または企業勤務	
○5 年以内に上海交通大学の「世界大学学術ランキング」の 100 位以内に入った海外の有名大学卒業	5
○米フォーブス誌の 2015 年版「世界最大 500 強企業」での勤務経験	5
地方政府による奨励加点	
地方の経済・社会発展に必要な特殊人材(具体的な基準は地方当局が制定)	0～10

年齢は就業許可における重要な要素であり、60 歳以上、場合によっては申請時点で 59 歳の

人材は1年間の就業許可がおりないこともありましたが、それでも、現地法人の代表者(董事長等)であれば、通常は許可されていました。

但し、①中小企業の現地法人で生産工程上、必ず必要なベテランの技術者だが、高齢でポイント対象の大卒ではない、②日本の高校卒で高い中国語能力を必要としない業務、例えば日本企業向けのコールセンターの従業員、③ホテルのコンシェルジュなど資格が制度化しにくいサービス業の従業員、などは董事長等役員ではない上に、経験や技術レベルの客観的な証明が難しいため、許可が下りにくいことが予想されます。

申請に備え、現地政府や機関から何らかの表彰を受けた際にはその証明書を保管しておくのも対策の一つです。

2017年4月1日より全国的に施行されますが、地域により対応の差が出ることも考えられます。過分に構える必要はありませんが、駐在者の交代を計画されている場合は、中国語の資格の取得など事前準備を行えるよう、十分な時間的余裕をもって対応されるとよいと思われます。

※漢語水平考試：中国国家教育部（日本の文部科学省に相当）が実施する中国語を母国語としない外国人学生、華僑、中国少数民族等の中国語能力を測る統一標準化国家試験。中国版TOEFL。1990年に認可され、現在は世界118か国で実施されている。ここでは2010年に改正された「新漢語水平考試」のことを指す。筆記は最高6級、会話は初級・中級・高級の3段階で試験される。日本でも年に数回、受験可能（会話は東京会場のみ）。

(2017年3月)